第二十一条第二項第一号中「長期給付（第七十二条第一項に規定する長期給付をいう。以下同じ。）」を「厚生年金保険給付」に改め、「、基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出」の下に「（第百二条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号及び第九十九条第三項において同じ。）」を、「）第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ」の下に「（同法第百十六条の三第一項第一号から第三号までに掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同号イ中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同号ロ中「長期給付に要する費用（」を削り、「その他の」を「その他」に改め、「をいう。）」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ　厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に充てるべき積立金（以下「厚生年金保険給付積立金」という。）の積立て

第二十一条第二項第一号ニ中「積立金及び長期給付」を「厚生年金保険給付積立金及び厚生年金保険給付」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　退職等年金給付の事業に関する業務（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出（第百二条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ（同法第百十六条の三第一項第四号に掲げる場合に行われるものに限る。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの

イ　退職等年金給付の決定及び支払

ロ　退職等年金給付に要する費用（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出に要する費用その他政令で定める費用を含む。）の計算

ハ　退職等年金給付（第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金（以下「退職等年金給付積立金」という。）の積立て

ニ　退職等年金給付積立金及び退職等年金給付の支払上の余裕金の管理及び運用

ホ　第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出及び地方公務員等共済組合法第百十六条の二に規定する財政調整拠出金の受入れ

ヘ　その他財務省令で定める業務

第二十一条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改める。

第二十四条第一項第六号中「長期給付」を「厚生年金保険給付」に改め、同項第七号を次のように改める。

七　退職等年金給付の決定及び支払に関する事項

第二十四条第一項中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　第七十五条第一項に規定する付与率及び同条第三項に規定する基準利率、第七十八条第一項に規定する終身年金現価率、第七十九条第一項に規定する有期年金現価率並びに退職等年金給付に係る標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合に関する事項

第二十四条第三項中「第一項第八号」の下に「及び第九号」を加える。

第三十五条の二の見出し中「長期給付に充てるべき」を削り、同条中「長期給付（厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付並びに第百二条の二に規定する財政調整拠出金の拠出を含む。）に充てるべき積立金」を「厚生年金保険法第七十九条の二に規定する実施機関積立金として厚生年金保険給付積立金を積み立てるとともに、退職等年金給付積立金」に改め、同条の次に次の三条を加える。

第三十五条の三　（退職等年金給付積立金の管理運用の方針）

連合会は、その管理する退職等年金給付積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、管理及び運用の方針（以下この条において「退職等年金給付積立金管理運用方針」という。）を定めなければならない。

2　退職等年金給付積立金管理運用方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　退職等年金給付積立金の管理及び運用の基本的な方針

二　退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項

三　退職等年金給付積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項

四　その他退職等年金給付積立金の管理及び運用に関し必要な事項

3　連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、財務大臣の承認を得なければならない。

4　財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣に協議しなければならない。

5　連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6　連合会は、退職等年金給付積立金管理運用方針に従つて退職等年金給付積立金の管理及び運用を行わなければならない。

（退職等年金給付積立金の管理及び運用の状況に関する業務概況書）

第三十五条の四　連合会は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における退職等年金給付積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の財務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（政令への委任）

第三十五条の五　前二条に定めるもののほか、退職等年金給付積立金の運用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条及び第四十条を削る。

第四十一条第一項中「を受ける権利は、」を「及び退職等年金給付を受ける権利は」に改め、「有する者」の下に「（以下「受給権者」という。）」を加え、「、組合が決定する」を「組合（退職等年金給付にあつては、連合会。次項、第四十六条第一項、第四十七条、第九十五条及び第百十三条において同じ。）が決定し、厚生年金保険給付を受ける権利は厚生年金保険法第三十三条の規定によりその権利を有する者の請求に基づいて連合会が裁定する」に改め、同条第二項中「短期給付」の下に「又は退職等年金給付」を加え、同条第三項を削り、第四章第一節中同条を第三十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

（標準報酬）

第四十条　標準報酬の等級及び月額は、組合員の報酬月額に基づき次の区分（第三項又は第四項の規定により標準報酬の区分の改定が行われたときは、改定後の区分）によつて定め、各等級に対応する標準報酬の日額は、その月額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）とする。

標準報酬の等級	標準報酬の月額	報酬月額
第一級	九八、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満
第二級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第三級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第四級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第五級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第六級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第七級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第八級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第九級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第一〇級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第一一級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第一二級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満